

■報告を要する事故の一覧

	事故の種類
1	自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
2	10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3	死者又は重傷者を生じたもの
4	10人以上の負傷者を生じたもの
5	自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
6	自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4に掲げる傷害が生じたもの
8	酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10	救護義務違反があったもの
11	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
13	橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両(軌道車両を含む。)の運転を休止させたもの
14	高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15	1から14までに掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

■速報を要する事故の一覧

事故の種類
自動車(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車)が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。)が使用する自動車が引き起こしたものに限る。)
2人(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人)以上の死者を生じたもの
5人以上の重傷者を生じたもの
旅客に1人以上の重傷者を生じたもの
10人以上の負傷者を生じたもの
自動車に積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
酒気帯び運転を伴うもの
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

※事故に関し、報道機関による報道又はそのための取材があつた場合及び社会的影響が大きいと認められる場合については、速報するよう努めなければならないこととされている。(平成21年11月20日国土交通省告示第1224号)

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

報告

速やかに

報告は福岡運輸支局へ!

福岡運輸支局整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話:092-673-1196 FAX:092-673-1197

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話:090-7927-2013

1.~4.
(1., 2.
及び4.
については乗客に
係るもの)
は特に速
やかに!

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに!

- ①事業者名
 - ②事業形態
 - ③発生日時
 - ④発生場所
 - ⑤事故車の登録番号
 - ⑥死者数、重傷者数及び負傷者数
 - ⑦事故概要
 - ⑧情報入手先
 - ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告